電線共同溝	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
自治体管路	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
情報ボックス	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
総合デジタル通信局内回線終端装置	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～加入者交換機間（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの

別表第１の１の表第１種指定加入者交換機（第１種指定端末系伝送路設備、第１種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。）の項中「ただし、中継系光ケーブル」を「中継系光ケーブル」に、

「

アナログ局内回線収容部	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間（ただし、き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
	加入者側終端装置～加入者交換機間（ただし、き線点遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
アナログ・デジタル回線共通部	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間（ただし、き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
	加入者側終端装置～加入者交換機間（ただし、き線点遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの

」を

「

アナログ局内回線収容部	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～加入者交換機間（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
アナログ・デジタル回線共通部	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～加入者交換機間（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
局設置簡易遠隔収容装置	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。

」

「第一種指定加入者交換機に属する部分のうち、加入系光ケーブル及び中継系光ケーブル（ただし、き線点収容装置～加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものに限る。）を収容するもの」を

「第一種指定加入者交換機に属する部分のうち、加入系光ケーブル及び中継系光ケーブル（き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの並びに局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するものに限る。）を収容するもの」に、

「き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの」を

「き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの

局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの」に

改める。

別表第１の１１の表電力設備の項中「小規模局用電源装置」を「小規模局用電源装置
可搬型発動発電機」に改める。

別表第１１の１の表加入者交換機の項算定方法の欄１(1)及び(2)中「局設置遠隔収容装置」の次に「又は局設置簡易遠隔収容装置」を加え、同欄２中「局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定」を「局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先交換機の決定」に改め、同２(1)及び(2)中「すべての局設置遠隔収容装置」を「全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置」に改め、同２(3)中「局設置遠隔収容装置～加入者交換機間」の次に「及び局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間」を「加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置」の次に「及び局設置簡易遠隔収容装置」を加え、同欄４中「すべて」を「全て」に改める。

別表第１１の１の表局設置遠隔収容装置の項算定方法の欄２中「すべて」を「全て」に改め、同２を同欄３とし、同欄１中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に改め、同１を同欄２とし、同２の前に次のように加える。

１　局設置遠隔収容装置の設置基準

局別収容回線数が１万２千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。

ア　局に収容される回線に、メタル電話回線、低速専用線、高速メタル専用線及び光地域ＩＰ回線（当該光地域ＩＰ回線が当該局～加入者交換機設置局間に設置される伝送装置をメタル電話回線、低速専用線又は高速メタル専用線と共用しない場合に限る。）以外の回線を含まないこと。

イ　メタル電話回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

ウ　低速専用回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

エ　高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。